

第6回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(11人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
	8番	永井剛
最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席及び遅刻委員 3番 阿部和夫
10番 濱田孝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	川田潤
主任	須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農用地利用集積計画(案)について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和元年第6回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2名ですので、定足数に達しており、会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員ですが、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、4番佐々木委員、5番藪内委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

5月22日(水)常設審議委員会

5月27日(月)全国農業委員会会長大会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の1ページです。

(番号1)

譲渡人は、渡町のAさん、渡町のBさん、廿日市市のCさん、明治町のDさんで、譲受人は外江町のEさんです。土地の所在は、渡町、畑、69㎡、及び渡町字、畑、89㎡、渡町、畑、105㎡、合計263㎡です。地図は2ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、専用住宅を建設したいということです。3ページにある通り、申請地の西側を2月に、東側を4月に転用許可しています。また、南側土地を共有名義として、進入路にする予定です。申請地周辺の農地区分につきましては、上下水道が埋設された道路に隣接し、付近に公共施設、医療機関が点在することから、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書、残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接地には耕作農地は無いことから、被害発生のおそれはないと考えられます。また東側側溝への雨水放流について自治会への同意をとっておられます。

現地調査は、永井委員、角委員にお願いしました。以上です。

角委員 5月30日に永井委員、事務局担当者と現地調査を行いました。
周辺は住宅地に囲まれた所であり、この案件については周囲への影響もないと判断できると思います。皆様のご意見をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり承認されました。
続いて、議案第18号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

(議案内容にかかわるため、足立議長、河岡委員、古徳委員が退席)

(議長の代わりとして酒井職務代理が進行を行う)

事務局 議案第18号「農用地利用集積計画(案)について」説明をさせていただきます。
議案6ページから25ページです。7ページが総括表です。今回の集積計画については、すべて更新です。1月1日の更新について、協議を行っていなかったため、今回協議を行うものです。8ページから21ページが利用権設定の各筆明細です。22ページから25ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

酒井代理 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

酒井代理 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

酒井代理 全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり承認されました。

(足立議長、河岡委員、古徳委員が復席)

(事務局から次の事項について報告)

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 報告について、何か質問等がございますか。

角委員 報告第17号について、所有者はFさんか。

事務局 所有者はFさんです。

住宅の敷地内になっているが一部畑が残っている状態となっています。

角委員 赤道については売買することになるのか。

事務局 売買は可能です。行政財産という形になっているので理由をつけて申請をしていただき、行政財産を普通財産に変更し、売買という流れになります。

角委員 赤道は国有地に該当するのか。

事務局 国有地を市に払い下げしているという形です。

続いて、

- ・その他協議事項「転用完了箇所について」

- ・今後の予定

- 常設審議委員会（会長）

令和元年6月24日（月）

- 第7回境港市農業委員会総会（第1会議室）

令和元年7月10日（水）

- ・農業委員会情報「農地や用水路への不法投棄について」

議長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

築谷委員 江島大橋付近の農地に設置している太陽光パネルについて、フェンスを農業用水路ぎりぎりに設置しているため清掃ができない状態となっているのを見た。

事務局 現地を確認してまた報告させていただきます。

議長 無いようですので、以上をもちまして令和元年第6回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和元年6月10日

境港市農業委員会

議長

署名委員

署名委員
